

三田市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>第1条～第12条 省略 (入居の承継)</p> <p>第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、<u>省令第11条</u>に規定するところにより、その事由が生じた日から30日以内にその旨を市長に届け出て、その承認を受けなければならない。</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第14条 市営住宅の入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による収入の申告は、<u>省令第8条</u>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3～4 省略</p> <p>第15条～第22条 省略 (転貸等の禁止)</p> <p>第23条 入居者は、当該市営住宅を他の者に貸し、又はその使用の権利を他の者に譲渡してはならない。</p> <p>2 入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、<u>省令第10条</u>に規定するところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>第24条～第36条 省略 (市営住宅建替事業による家賃の特例)</p> <p>第37条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条の2、第28条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、<u>政令第11条</u>に定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第38条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超</p> | <p>第1条～第12条 省略 (入居の承継)</p> <p>第13条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、<u>省令第12条</u>に規定するところにより、その事由が生じた日から30日以内にその旨を市長に届け出て、その承認を受けなければならない。</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第14条 市営住宅の入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による収入の申告は、<u>省令第7条</u>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3～4 省略</p> <p>第15条～第22条 省略 (転貸等の禁止)</p> <p>第23条 入居者は、当該市営住宅を他の者に貸し、又はその使用の権利を他の者に譲渡してはならない。</p> <p>2 入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、<u>省令第11条</u>に規定するところにより、市長の承認を得なければならない。</p> <p>第24条～第36条 省略 (市営住宅建替事業による家賃の特例)</p> <p>第37条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条の2、第28条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、<u>政令第12条</u>に定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第38条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超</p> |

えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条の2、第28条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、政令第11条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

以下省略

えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条の2、第28条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

以下省略